

電子サインの流れ

01 GMOサインから届いた署名依頼メール内の「文書を確認する」をクリックする

アドレス : noreply@gmosign.com

メール件名 :



の署名依頼が届いています。

02 GMOサインの使い方画面で操作手順の確認をし「署名をはじめる」をクリック

GMOサインの使い方

- 1 受信した文書の内容を確認
「署名をはじめる」を押した後の画面で、文書の内容を確認しましょう。
- 2 チェックリストを完了
チェックリストの内容を押すと記入欄に移動します。すべてに記入・署名をします。
- 3 完成した文書を確認
すべてに記入・署名が終わりましたら「完了する」ボタンを押します。



次回以降表示しない

署名をはじめる

03 文書上の「署名マーク」をクリック

※署名設定がない場合は4へ

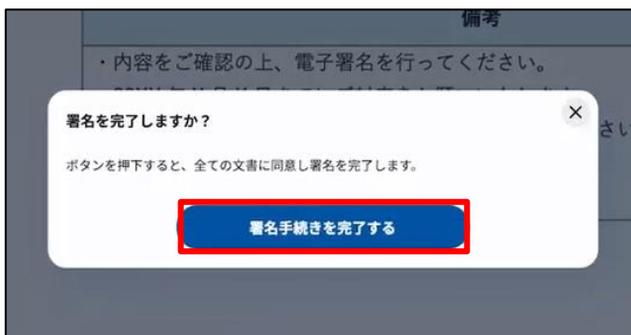


04 「この画像で署名する」をクリック後、「完了する」をクリック

会社名（または氏名）がデフォルト表示されます。



05 「署名手続きを完了する」をクリック



06 すべての署名者の署名完了後、署名済のPDFファイルのダウンロードメールが届く

メール本文のダウンロードボタンから
14日以内にダウンロードをお願いします

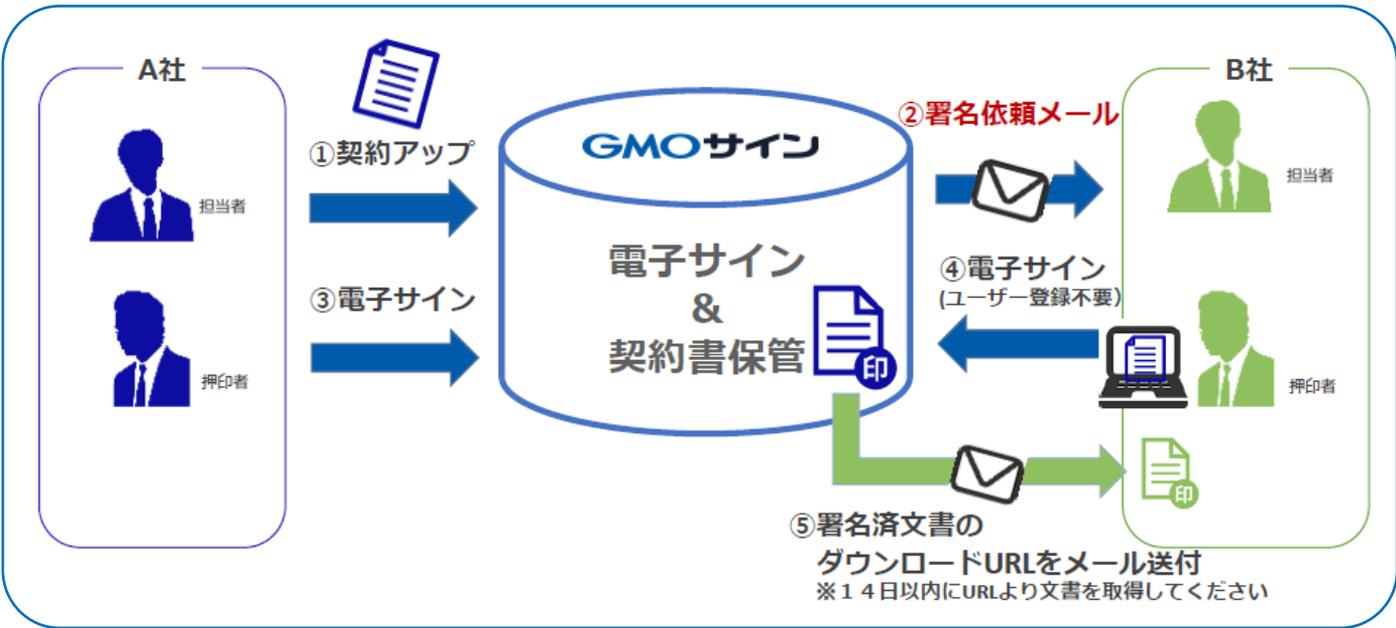
すべての手続きが完了しました。
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

ダウンロード

封筒: [redacted]
文書: [redacted]
ダウンロード有効期間: 14日間

電子契約サービスとは

従来、「紙+押印」で締結していた契約書に代わり、「電子文書(PDF)+電子署名・サイン」で締結する契約です。



Q&A

Q1 電子契約にも証拠力が認められますか？

電子データ化した契約書に電子署名・サインを行うことで、書面による契約と同様の証拠力を認められています。

Q2 電子契約では印紙税を払わなくていいですか？

電子データにより作成される電子契約は、印紙税の課税対象外です。印紙税法第2条は、「文書には、…印紙税を課する。」と規定していますが、内閣総理大臣による答弁書の中で「文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」(※電磁的記録＝電子データ)と回答されています。(内閣参質162第9号五について)

Q3 署名画像とは何ですか？

署名画像は署名後、文書内に入る画像となります。電子契約では目に見えない電子透かしが入るため、印影(署名画像)はあくまで見ため上のもとなります。相手方より特段の指定がない場合は、デフォルトの法人名・氏名でも法的にも問題ありません、ご署名がない状態でも締結可能です。



Q4 文書内に入力枠らしきものが表示されていたら、どのようにすればよいでしょうか？

文書内に追記入力するための入力枠(フリーテキストエリア)が設定されている場合があります。文書内に右図のような入力枠やダイアログが表示された場合は、入力枠に文字をご入力いただき、署名を行ってください

操作手順：①入力枠をクリックし必要情報を入力 (注) 赤線の枠は入力必須です

- ② 必要事項を入力する
- ③ 「入力完了する」を押下
- ④  ボタンを押下し、署名画像を選択

※「完了する」ボタンが押せない場合：
必須の入力枠(フリーテキストエリア)に何も文字が入力されていないと署名完了できません。
文書内に赤線の入力枠がないかどうか、今一度ご確認ください。

